

建物更生共済



菊陽中央支所
共済係
てらもと
寺本 アン

落雷・台風・大雨 災害シーズン到来!! 災害への備えは万全ですか?

万一のときお困りにならないよう、現在のご契約内容が
ご要望に合っているかご確認をお願いします。



建物と家財の保障の違いについてご存知ですか

建物・エアコン・エコキュート・
TVアンテナ・インターフォン

▶ 建物 保障

の対象です

建物に固定されており取り外しができないものが対象となります。
簡易に取り外し可能なものは家財保障の対象となります。

冷蔵庫・洗濯機・テレビ・
電子レンジ・仏壇・仏具一式

▶ 家財 保障

の対象です

菊陽中央支所
共済係長
くりはら ひろあき
栗原 裕明



全国で増加!!

⚠ 共済金の「申請代行業者」
⚠ 不正な修理を勧める業者

に関するトラブル急増中です!!

例えば…

- 共済金の中から申請代行手数料を支払う契約を結ばされた
- ウソの理由で共済金請求をするよう勧められた
- 修理の契約を解約しようとしたら高額な違約金を請求された

被害調査については、契約関係者からのご連絡を受けたのちに訪問・
調査を実施しています。JA菊池が外部の建築業者等へ訪問や共済
金の代行申請を委託することはありません。

建物修理の勧誘を受けた時は、
修理契約を締結する前にJAにご相談ください

